

平成27年12月定例会（付託）
県土整備委員会資料（その3）
危機管理部

徳島県食品表示適正化基本計画（案）

徳島県危機管理部
県民くらし安全局安全衛生課

I 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

徳島県では、食の安全安心対策を総合的に推進していくための基本的考え方や施策の方向性を示すため、平成16年10月に「徳島県食の安全・安心基本指針」を策定し、平成17年12月には徳島県食の安全安心推進条例（平成17年徳島県条例第115号）を制定するなど、これまで、県民の健康の保護と県民が安心して営むことができる食生活の確保や、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給の総合的推進に、積極的に取り組んできました。

しかしながら、近年、食品の産地偽装や飲食店メニューにおける食材偽装が相次ぎ、消費者の食に関する信頼が著しく損なわれたことから、食品の偽装表示防止など、食品表示の適正化に加え、表示に関する正しい知識の普及が喫緊の課題となっています。

また、国においても、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（旧JAS法、昭和25年法律第175号）、健康増進法（平成14年法律第103号）の食品の表示に関する規定を統合し、新たに栄養成分表示の義務化を盛り込んだ、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法律」という。）が施行されたところです。

しかしながら、法律では、食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存が努力義務に留まっていることから、効率的な監視指導を実施する上での隘路となっていました。

これらのことから、徳島県では、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産と振興を図るため、平成27年3月に、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号。以下「条例」という。）を制定し、県産物表示食品に係る仕入関係資料等の整備保存及び特定食品製造事業者の県への届出義務化を行うとともに、法律と一体的に運用することで、より一層の食品表示の適正化を推進することとしました。

さらに、食の安全安心審議会の意見や提言も踏まえ、「食の安全安心先進県とくしま」として、食品表示の適正化に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、中期的な施策の目標や具体的な取組を示した「徳島県食品表示適正化基本計画」（以下「計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するため、次に掲げる事項を計画の柱として位置づけるとともに、関係法令等との整合性を図りつつ、食品表示適正化に向けた実効性ある施策の効率的かつ計画的な推進を図ります。

- (1) 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的な事項
- (2) 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な事項
- (3) 消費者の食に関する知識の習得のための基本的な事項
- (4) その他、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 計画の基本理念

食品表示適正化の推進においては、次に掲げる基本理念に則り施策を推進します。

- (1) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識
- (2) 消費者に信頼される県産食品の生産を振興し、とくしまブランドの発展に寄与
- (3) 県、食品関連事業者等及び県民の相互理解
- (4) 消費者、食品関連事業者等及び県の情報共有と協力
- (5) 科学的知見の活用の促進
- (6) 食品の製造から消費に至る各段階における業務の透明性確保

4 計画の期間

計画の期間は、「新未来『創造』とくしま行動計画（行動計画編）」との整合性を勘案し、平成28年度から30年度までの3年間とします。

なお、本計画の推進に当たっては、食品表示に係る国や県内の動向を注視するとともに、社会・経済の様々な情勢の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図ります。

5 計画の点検・評価

計画の効果的な推進にあたっては、計画に基づく各種施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理においては、食の安全安心審議会に諮り、PDCAサイクル^{*1}の考え方に基づき、適切な点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行い、県ホームページにおいて公表します。

II 基本計画の推進体制

県、食品関連事業者等、消費者が、各々の責務や役割を認識のもと、相互の連携と協調により、総合的に施策の推進を図ることが重要であることから、食品関連事業者等への適正表示やコンプライアンス意識等についての研修、販売現場における食品表示についての総合的な指導・啓発を進めるとともに、リスクコミュニケーション^{*2}を推進することで、情報共有と相互理解による信頼構築を促進します。

また、食品の表示については、品質事項^{*3}・衛生事項^{*4}・保健事項^{*5}に細分化されていますが、県において、「とくしま食品表示Gメン^{*6}」（以下Gメンという）を中心に、品質事項については各県民局、衛生事項及び保健事項については各保健所と連携を図り、食品表示について監視活動や調査を行うとともに、相談・情報受信の総合窓口としてGメンが在席する安全衛生課に「適正表示110番^{*7}」を設置し、一元的に集約した体制により食品表示の適正化を推進します。

さらには、県が行う啓発や監視指導業務を支援するため、一般の消費者から「食品表示ウォッチャー^{*8}」を任命し、県下全域で消費者目線による、適正な表示を推進するための情報収集を実施します。

Ⅲ 重点項目

基本理念の実現のため、次の重点項目を設定します。

1 食品関連事業者等における自主管理体制の強化

農林水産物の生産から食品の生産・加工、流通、販売に至る一連のフードチェーンの各段階で食品履歴の「見える化」を推進するなど、食品関連事業者等における自主管理体制を強化し、県産食品全体への信頼度の向上と、とくしまブランドの更なる飛躍を図ります。

2 食品関連事業者等と消費者との相互理解の促進

食品表示に関する正しい知識が根ざす生活環境の実現のために、食品関連事業者等自らの情報発信を促進し、食品関連事業者等と消費者それぞれの、食品表示に関する情報の共有・相互理解を促進します。

3 消費者における「食の知^{*9}」の向上

食の安全安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づく確かな判断の下に、適切な消費行動を実践できるよう消費者教育を推進し、全国に誇れる豊かな食文化の創造を目指します。

また、食に関する正しい情報を機会あるごとに発信し、消費者の「食の知」の向上を図ります。

4 食品表示相談体制の強化

相談・情報受信の総合窓口として一元化した「適正表示110番」の充実強化を図るとともに、消費者や食品関連事業者等からの相談受付体制を強化します。

相談支援窓口である県民局においても、相談者の利便性の向上を図るため、地域に密着した相談体制を構築するとともに、必要に応じて配備されたタブレットPC^{*10}を活用し、安全衛生課担当職員との映像による迅速かつ適切な相談対応を行います。

5 産地偽装防止対策の強化

産地偽装の根絶を目指すために、食品表示の根拠となる仕入関係書類等の確認のほか、科学的産地判別分析手法を抑止力として活用するなど、県による監視指導を強化します。

Ⅳ 具体的取組み

基本理念および重点項目に設定された内容に基づき、3つの柱により、効果的に施策を推進します。

1 食品表示の適正化に関する施策

(1) 普及啓発

食品関連事業者等に対し、食品表示に関する知識の普及を図るとともに、その重要性について理解を深めるため、きめ細やかな啓発指導を行います。特に、食品表示法においては新たに栄養成分表示が義務化され、機能性表示食品制度が創設されたことから、新制度への対応が適切に行えるよう、制度の周知・指導に努

めます。

また、県民に対しては、食品表示に関する正しい知識の普及を図るとともに、フォーラムやセミナー等のイベントの開催を通じて、消費者、食品関連事業者等が知識を深め交流することで、お互いが協調できるような機会の提供と気運の醸成を図ります。

(2) 人材の育成

食品関連事業者における食品表示責任者のスキルアップを行うとともに、事業者自らが消費者との自主的な交流や情報発信を行えるよう、事業者内の中心的役割を担う人材を育成します。

また、県内各地で地域に根ざした活動を行う「食品表示ウォッチャー」や「消費生活コーディネーター^{※11}」などに対し、食品に関する最新の知見に基づく情報を伝達することにより、食に関する正しい知識の普及を図る人材を育成します。

更に、消費者の中から、高い専門性や実践的な知識と能力を有する人材を育成するための講習会等を開催するとともに、「食品表示ウォッチャー」や「消費生活コーディネーター」などと連携して、地域において食品表示の適正化を推進する人材を育成するなど、「食の安全安心先進県とくしま」として、次世代の人材育成に努めます。

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品表示のあり方等について、食品関連事業者等や消費者、識者、行政機関などによるリスクコミュニケーションを推進し、情報共有と相互理解を図るとともに、消費者との自主的な交流を通じた信頼関係の構築を促進します。

(4) 食の安全安心情報ポータルサイトの活用

県民の食品表示に対する理解を深めるために、食品表示に係る情報の収集に努めるとともに、ポータルサイトを充実強化し、積極的に食に関する正しい情報の発信を行います。

ポータルサイトURL：<http://anshin.pref.tokushima.jp/bunya/syoku/>
スマートフォンサイトへは、右のQRコードからアクセスが可能。



(5) 相談体制の充実強化

食品表示に関する指導や相談業務を効果的に実施するため、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示110番」におけるワンストップでの対応に努めるとともに、各県民局を身近な相談窓口とし、県民への利便性の向上を図ります。

(6) 監視指導体制等の充実

県内における食品表示の効率的かつ効果的な監視指導を行うため、活動計画に基づく巡回を行うとともに、Gメンのスキルアップや情報共有を図ります。

また、産地偽装等の抑止力として、科学的産地判別や品種分析技術の活用を強化します。

更に、不適正表示の未然防止を図るため、各種啓発資材を活用し、巡回指導時における機動的な適正表示の普及啓発を実施します。

(7) 国等関係機関との連携

食品表示の不適正事案の解決に迅速に対処するため、国や関係機関と連携し、食品表示に関する最新の情報を速やかに収集します。

また、地方公共団体、消費者または食品関連事業者等が組織する団体等との情報共有、意見交換その他の連携に努めます。

2 食品関連事業者等が行う食品表示適正化

食品関連事業者等の責務の履行や取組みを支援し、消費者に信頼される県産食品等の、生産と供給の振興に努めます。

(1) 自主管理体制の構築

①自主的な県産食品の認証の支援

食品関連事業者又は飲食店営業者が組織する団体が、自主的な徳島県産品の食品表示に関する認証を行う体制を構築するために必要なノウハウの提供、相談対応等を行うとともに、人材育成等の支援を行います。

②食品関連事業者及び飲食店営業者の認定

事業者からの申請に基づき、事業者自らの食品表示適正化に関する取組の中で、表示の根拠となる帳簿書類の整備の状況、消費者に対する情報提供の状況等に関し、県が別に定める基準に適合すると認めたときは、食品表示の適正化に積極的に取り組んでいるものとして認定し、認定証を交付するとともに、県のホームページにて公表します。

③顕彰の実施

認定された食品関連事業者及び飲食店営業者の中で、特に優れた取組みをしたものを顕彰し、今後、食品表示の適正化等に取り組もうとする事業者において先導的な役割を担う人材を確保します。

④食品トレーサビリティ^{*9}の導入促進

県産物表示食品については、産地表示の信頼性の確保や当該表示の根拠資料等の保存義務化など、食品製造流通過程の「見える化」による食品トレーサビリティの導入を促進します。

(2) 食品関連事業者等自らの情報発信の促進

①県産食品等の信頼性の確保とブランド化

食品製造流通過程の「見える化」を促進し、県産食品等のより一層の信頼性向上を図ります。また、これら食品関連事業者等の取組を県内外へ積極的にアピールするため、事業者自らの情報発信を促進し、県産食品等の認知度向上とブランド化を推進します。

②原産地に関する情報提供の充実

消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するため、食品を消費者に販売又は提供する際に、法令により表示義務がない食品や飲食店メニューにおいて、原産地に関する情報の提供を推進します。

3 消費者の食に関する知識の習得

(1) 知識の習得と賢い消費生活の実践

将来の徳島を見据え、「食の安全安心先進県とくしま」として、県民の「食の知」を高めるため、リスクコミュニケーションやフォーラムの開催に加え、これらへの参加が困難な人々に対して、出前講座等を実施するなど、学習機会のバリエーションを充実させることにより、正しい知識をもとに、適切な消費行動を推進できる人材を育成するとともに、賢い消費生活の実践を推進します。

4 その他食品表示適正化の計画的な推進に必要な事項

(1) 食品表示適正化単年度計画の策定

本県の食品表示適正化に向けた取組を具体化し、計画的かつ着実に実行へ移すため、「単年度計画」を別に定めます。

(2) 関係者等との連携

行政（県・市町村）、消費者、食品関連事業者等が、相互の役割分担と協働のもと、本県における食品表示の適正化を効果的に推進します。

V 活動指標（平成30年度末数値目標）

取組施策の効果検証と評価を行うための指標として活動指標（数値目標）を設定する。

- (1) 食に関する正しい知識の普及に関するイベント等参加者数
(リスクコミュニケーション, フォーラム等)
 $500\text{人/年} \times 3\text{年} =$ 累計1500人
- (2) 食品表示関連講習等参加者数
 $200\text{人/年} \times 3\text{年} =$ 累計600人
- (3) 食品関連事業者等認定数
 $10\text{件/年} \times 3\text{年} =$ 累計30件
- (4) Gメンによる立入検査件数
 $200\text{事業所/年} \times 3\text{年} =$ 累計600事業所
- (5) 食品偽装等の抑止力となる科学的産地等判別件数
 $150\text{件/年} \times 3\text{年} =$ 累計450件

<用語説明>

※1 PDCAサイクル

行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方で、Plan（立案・計画）→Do（実行）→Check（検証・評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を行う。

※2 リスクコミュニケーション

リスク対象やそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のこと。

※3 品質事項

旧JAS法に由来する名称、原材料名、原産地等、規格品質に関する事項

※4 衛生事項

食品衛生法に由来する保存方法、添加物、アレルゲン、期限表示、製造所等、食品安全の確保に関する事項

※5 保健事項

健康増進法に由来する栄養成分表示、特定保健用食品や機能性表示食品等、健康の増進に関する事項

※6 とくしま食品表示Gメン

徳島県食品表示の適正化等に関する条例第21条において、当該条例及び食品表示法、景品表示法に係る立入検査や食品表示の適正な実施を確保するための指導、相談を行う職員として位置づけられている。

※7 適正表示110番

食品の表示や安全性について、消費者や事業者の疑問や不安に応えるとともに、食品表示に係る情報提供を受け付ける、安全衛生課に設置された総合窓口のこと。

TEL 088-621-2110 受付時間 平日9時から17時

※8 食品表示ウォッチャー

消費者の立場で日常的な生活の中で食品表示のモニタリングを行うことで、食品表示への関心を高めるとともに、食品表示基準等に違反している疑いがある商品の情報を県に報告して頂くなど、消費者目線での監視活動を担う方のことで、県が任命する。

※9 食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のこと

※10 タブレットPC

平板状の外形を備え、タッチパネル式などの表示・入力部を持った携帯可能なパーソナルコンピュータのこと。

※11 消費生活コーディネーター

くらしのサポーターの活動支援、各種啓発行事の企画・運営など、専門的な知見を活かした活動を行う者をいい、一定の基準を満たした方について知事が認定する。

※12 食品トレーサビリティ

生産、加工および流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること

